

# 平成30年度分 市民税・県民税申告の手引き

## 1 申告書を提出する必要がある人

平成30年1月1日に小松島市内に住所を有した人

### 【申告書にはマイナンバーの記載が必要です！】

申告の手続きにはマイナンバーの記載及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。  
 ・マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は、マイナンバーカードだけで本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

※マイナンバーカードの写しで本人確認を行う場合、表面と裏面の写しが必要となりますのでご注意ください。

・マイナンバーカードをお持ちでない方は、番号確認書類と身元確認書類のふたつが必要となります。

番号確認書類	+	身元確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》 ・通知カード ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限りです。) などのうちいずれかひとつ	+	《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》 ・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード などのうちいずれかひとつ

【お願い】

前年中に所得のなかった人であっても、国民健康保険税の算定や所得証明書などを発行する際の基礎資料となりますので、申告書の提出をお願いします。

### 【申告書を提出する必要のない人】

- (1) 所得税の確定申告書を提出した人
- (2) 給与所得のみの人で、勤務先において年末調整を受けた人(※1)
- (3) 年金・恩給などの所得のみの人(※1)

※1 (2)または(3)に該当する人で、年末調整などにおいて控除されなかった所得控除(医療費を支払った場合や国民健康保険などの保険税を支払った場合など)の適用を受けようとする場合は、申告書を提出してください。くわしくは、4～7ページをご覧ください。

なお、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるため、確定申告書の提出が不要とされた場合でも、市民税・県民税においては所得の多寡にかかわらず申告が必要となります。

## 2 申告期限 平成30年3月15日(木)

## 3 お問い合わせ先・提出先

小松島市税務課市民税担当

【所在地】 〒773-8501  
 徳島県小松島市横須町1番1号  
 【電話番号】 0885(32)3821  
 【受付時間】 8:30～17:15(土・日・祝除く)

### 【平成30年度適用の主な改正事項】

#### 1. 給与所得控除の上限額の引き下げ

給与所得控除の見直しにより、上限額が引き下げられることとなりました。

	給与所得控除額の変更		
	平成26年度から平成28年度	平成29年度	平成30年度以降
上限額が適用される給与収入額	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

#### 2. セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の創設

平成30年度から平成34年度までの各年度分において、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている個人が、前年中に支払った「スイッチOTC医薬品(特定一般医薬品等)」の購入費が1万2千円を超える場合には、1万2千円を超える額(控除限度額8万8千円)を所得控除できる特例が創設されました。医療費控除の特例は従来の医療費控除との選択適用となります。

※健康の維持増進及び疾病の予防への取組(一定の取組)とは、「特定健康診査(いわゆるメタボ健診)」「予防接種」「定期健康診断(事業主健診)」「健康診査(いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの)」「がん検診」のいずれか一つに該当するものをいいます。

※控除額 (支払金額－保険金等により補填される金額)－12,000円(控除上限額88,000円)

#### 3. 医療費控除に係る付属書類の見直し

平成30年度以降の医療費控除の申告の際には、医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示に代えて、「医療費の明細書」又は「医薬品購入費の明細書」を申告書に添付しなければならないこととされました。また、この場合において、法定納期限から5年間、市長が医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の提示又は提出を求めたときは、これに応じなければならないこととされました。

※平成30年度から平成32年度までは、医療費等の領収書の添付又は提示によることが出来ます。

# 申告書の書きかた

平成30年度分 市民税 県民税 申告書

\*宛名番号・整理番号は市記入欄につき記入不要

2 ページ参照

宛名番号		整理番号	
小松島市長様		業種又は職業 <b>会社員</b>	
現住所 <b>小松島市横須町1番1号</b>		電話番号 <b>(0885) 32-3821</b>	
1月1日現在の住所 <b>同上</b>			
フリガナ <b>コマツシマ タロウ</b>	氏名 <b>小松島 太郎</b>	個人番号 <b>1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3</b>	
提出年月日 <b>30 2 16</b>	生年月日 <b>19. 1. 3</b>	世帯主の氏名 <b>小松島 太郎</b>	続柄 <b>本人</b>

## 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
⑪ 医療費控除	支払った医療費等 <b>150,000</b> 円	保険金などで補填される金額 <b>50,000</b> 円	
⑫ 社会保険料控除	国民健康保険税 <b>150,000</b> 円	支払った保険料 <b>50,000</b> 円	
	介護保険料 <b>50,000</b> 円		
	合計 <b>200,000</b> 円		
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計 <b>10,000</b> 円	旧生命保険料の計 <b>30,000</b> 円	
	新個人年金保険料の計 <b>20,000</b> 円	旧個人年金保険料の計 <b>40,000</b> 円	
	介護医療保険料の計 <b>10,000</b> 円		
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
⑯～⑰ 寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還		<input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)
⑱ 障害者控除	フリガナ <b>小松島 太郎</b>	障害の程度	級度
	個人番号		
⑲～⑳ 配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者フリガナ <b>コマツシマ ハナコ</b>	生年月日 <b>23. 7. 1</b>	配偶者の合計所得金額 <b>0</b> 円
	配偶者氏名 <b>小松島 花子</b>	個人番号 <b>2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4</b>	
㉑ 扶養控除	フリガナ	生年月日	同居・別居の区分
	氏名		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	個人番号		続柄
	控除額		万円

1 収入金額等	事業	営業等	ア
	業	業	イ
	不動産		ウ
	利子		エ
	配当		オ
	給与		カ <b>2,000,000</b>
	公的年金等		キ <b>1,500,000</b>
	その他		ク
	短期		ケ
	長期		コ
2 所得金額	事業	営業等	①
	業	業	②
	不動産		③
	利子		④
	配当		⑤
	給与		⑥ <b>1,220,000</b>
	雑		⑦ <b>300,000</b>
	総合譲渡・一時		⑧
	合計		⑨ <b>1,520,000</b>
	4 所得から差し引かれる金額	医療費控除	区分
社会保険料控除			⑪ <b>200,000</b>
小規模企業共済等掛金控除			⑫
生命保険料控除			⑬ <b>66,000</b>
地震保険料控除			⑭
寡婦(寡夫)控除			⑮
勤労学生控除			⑯
障害者控除			⑰～⑱
配偶者控除			⑲ <b>330,000</b>
配偶者特別控除			⑳
扶養控除		㉑	
基礎控除		㉒ <b>330,000</b>	
合計		㉓ <b>950,000</b>	

3 4 ページ参照

5 7 ページ参照

4 7 ページ参照

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出して下さい。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税において66歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税

給与から差し引き(特別徴収)

自分で納付(普通徴収)

別居の扶養親族がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

### 表面

住所・氏名・電話番号・個人番号など  
 住所 … 「現住所」欄に現在の住所を記入してください。「1月1日現在の住所」欄には、平成30年1月1日の住所が現住所と異なる場合に記入してください。なお、方書及びアパート等の部屋番号についても具体的に記入してください。  
 氏名 … 必ず押印のうえ、フリガナの記入をお願いします。  
 個人番号 … 「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。  
 電話番号 … 昼間(8時30分から17時頃まで)に連絡可能な番号(携帯電話可)を記入してください。

# 1 収入金額等／2 所得金額

収入金額とは	…	所得税や社会保険料を差し引く前の給与、年金、売上金および賃貸料など、前年中に収入を得ることが確定した金額
所得金額とは	…	収入金額から、その収入を得るための必要経費または法律で定められている一定の控除額を差し引いた金額
総所得金額等とは	…	損失の繰越控除後の総所得金額(申告書⑨の金額)、株式等の譲渡所得等の金額、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等の金額、先物取引の雑所得等の金額、特別控除額を控除する前の分離課税分の譲渡所得の金額、山林所得金額、退職所得金額(分離課税分を除く)の合計額
合計所得金額とは	…	損失の繰越控除前の総所得金額等の合計金額

■ 下の「カタカナ／丸数字」は、申告書の「1 収入金額等」および「2 所得金額」の各項目に対応しています。該当する項目に金額を記入してください。

ア／① 事業（営業等）

卸売業、小売業、飲食店業、サービス業などのいわゆる営業から生ずる収入や所得のほか、外交員、医師、弁護士などの事業から生ずる収入や所得をいいます。

イ／② 事業（農業）

農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生ずる収入や所得をいいます。

ウ／③ 不動産

地代、家賃、土地家屋の権利金などの収入や所得をいいます。

〔 上の3つの収入や所得のいずれかがある人は、申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」に種類ごとの収入金額や必要経費などを記入してください。 〕

エ／④ 利子

預金や公社債の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配などによる収入や所得をいいます。

※ 一般的に利子所得は源泉分離課税ですから申告の必要はありません。支払い時において市・県民税を徴収された特定公社債等に係る利子所得は分離所得として任意で申告することができます。ただし、国外の銀行等の預金利子など、源泉徴収されていないものは申告が必要です。

オ／⑤ 配当（種類などは、申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」に記入してください。）

法人から受ける配当や投資信託(公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託を除く)等の収益の分配による収入や所得をいいます。一定のものを除き配当控除(税額控除)が適用されます。算出方法などは8ページをご覧ください。

また、非上場株式等に係る少額配当所得(1銘柄につき1回の配当金額が[10万円×配当計算期間の月数÷12]以下のもの)がある場合は、所得税とは異なり申告不要制度はありませんので、その金額も含めて記入してください。

なお、支払い時において市・県民税を徴収された上場株式等に係る配当所得等(発行済株式総数の3%以上の株式に係るものを除く)については、申告の必要はありませんが、配当割額控除等の適用を受けようとする場合は申告が必要となります。

カ／⑥ 給与〔 日給などで源泉徴収票のない場合は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」に収入内訳などを記入してください。 〕

給与、賃金および賞与などの収入や所得をいい、パートタイム、アルバイトによる収入を含みます。

※ 勤務先から交付された源泉徴収票(またはその写し)がある人は、申告書裏面の右側に貼ってください。

※ 通勤費、転居費、研修費等の特定支出がある人で、給与所得者の特定支出控除を受ける場合は、給与所得の算出方法が異なります。詳しくは市税務課市民税担当へおたずねください。

給与所得の金額は、次のとおり計算します。

A	給与等の収入金額	円
Aの金額	給与所得の金額	
～ 650,999 円	0 円	
651,000 円 ～ 1,618,999 円	(A - 650,000 円)	円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	969,000 円	
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	970,000 円	
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	972,000 円	
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	974,000 円	

★ 申告書の「1 収入金額等」の「A」の金額を記入してください。

Aの金額	給与所得の金額
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	(B × 2.4 円)
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	B A ÷ 4 (千円未満の端数切捨て)
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	.000 円
6,600,000 円 ～ 9,999,999 円	(A × 0.9 - 1,200,000 円)
10,000,000 円～	(A - 2,200,000 円)

★ 「A」の金額を上表にあてはめて計算し、算出された給与所得の金額を申告書の「2 所得金額」の⑥に転記してください。

キ/⑦ 雑（公的年金等）

国民年金、厚生年金、企業年金および公務員の共済年金などの収入や所得をいいます。

ク/⑦ 雑（その他） **〔収入金額や必要経費などは、申告書裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）」に関する事項〕に記入してください。**

著述家以外の方が支払いを受ける原稿料や印税、金銭の貸付けによる利子および生命保険年金など、他の所得にあてはまらない収入や所得をいいます。

■ 雑所得の金額は、「公的年金等の雑所得」と「その他の雑所得」に分けて計算しますので、下の表にあてはめて計算してください。

《公的年金等の雑所得》

A	公的年金等の収入金額	円
---	------------	---

★ 申告書の「1 収入金額等」のキに「A」の金額を記入してください。

● 昭和28年1月2日以後に生まれた人（65歳未満）

Aの金額	B 公的年金等の雑所得の金額
～ 700,000 円	0 円
700,001 円 ～ 1,299,999 円	(A - 700,000 円) 円
1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	(A × 0.75 - 375,000 円) 円
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	(A × 0.85 - 785,000 円) 円
7,700,000 円 ～	(A × 0.95 - 1,555,000 円) 円

● 昭和28年1月1日以前に生まれた人（65歳以上）

Aの金額	B 公的年金等の雑所得の金額
～ 1,200,000 円	0 円
1,200,001 円 ～ 3,299,999 円	(A - 1,200,000 円) 円
3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	(A × 0.75 - 375,000 円) 円
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	(A × 0.85 - 785,000 円) 円
7,700,000 円 ～	(A × 0.95 - 1,555,000 円) 円

《その他の雑所得》

C	その他の雑所得の収入金額	円
---	--------------	---

D	必要経費	円
---	------	---

★ 申告書の「1 収入金額等」のクに「C」の金額を記入してください。

E	C - D (差引金額)	円
---	--------------	---

《雑所得の金額》

F	B 公的年金等の雑所得の金額 + E	円
---	--------------------	---

★ 申告書の「2 所得金額」の⑦に「F」の金額を記入してください。

ケ/⑧ 総合譲渡（短期）

書画、こつとう品など土地、建物、株式等以外の資産の譲渡による所得のうち、その資産の取得の日以後5年以内に譲渡したものを短期譲渡所得といいます。特別控除額は原則として50万円です。

コ/⑧ 総合譲渡（長期）

書画、こつとう品など土地、建物、株式等以外の資産の譲渡による所得のうち、その資産の取得の日以後5年を超えてから譲渡したものを長期譲渡所得といいます。特別控除額は原則として50万円です。

サ/⑧ 一時

賞金、懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などの収入や所得をいいます。特別控除額は原則として50万円です。

〔上の3つの所得のいずれかがある人は、収入金額や必要経費などを、申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入して、所得金額を計算してください。〕

計算した所得金額を、それぞれの項目に記入してください。

〔裏面の イ の金額〕 → 表面の ケ へ      〔裏面の ロ の金額〕 → 表面の コ へ  
〔裏面の ハ の金額〕 → 表面の サ へ      〔裏面の ニ の金額〕 → 表面の ⑧ へ

⑨ 所得金額の合計 上記①～⑧までの金額の合計額を記入してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 / 4 所得から差し引かれる金額

〔各控除の丸数字は、申告書に対応しています。「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に記入のうえ、控除額を計算し、「4 所得から差し引かれる金額」に記入してください。〕

⑩ 雑損控除

あなたや、前年中の総所得金額等が38万円以下の配偶者その他の親族で、生計を一にする人が、前年中に災害や盗難、横領により損害を受けた場合、または、あなたが前年中に災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出[注]）をした場合に記入してください。

[注] 災害関連支出とは、災害により滅失した住宅、家財などの取壊しや除去などのための費用をいいます。

■ 控除額は次のとおり計算し、申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑩に「I」の金額を記入してください。

A	損害金額(合計)	円	F	C - E	円
B	保険金などで補填される金額	円	G	Cのうち災害関連支出[注]の金額	円
C	A - B (差引損失額)	円	H	G - 50,000円	円
D	申告書⑨の金額	円	I	FとHのいずれか多い方の金額	雑損控除
E	D × 0.1	円			

※この控除を受ける場合には、災害等に関連して支出した金額の領収を証する書類を添付または提示してください。

⑪ 医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、あなたが前年中に医療費を支払った場合に記入してください。

■ 控除額は次のとおり計算し、申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑪に「G」の金額を記入してください。

A	支払った医療費	円	E	$D \times 0.05$	円
B	保険金などで補填される金額	円	F	100,000円とEのいずれか少ない方の金額	円
C	$A - B$	円	G	$C - F$	医療費控除(最高200万円)
D	申告書⑨の金額	円			円

※この控除を受ける場合には、医療費控除の明細書を添付してください。

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、あなたが前年中に特定一般医薬品等の購入費を支払った場合に記入してください。

■ 控除額は次のとおり計算し、申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の医療費控除の区分欄に「1」と記入し⑪に「C」の金額を記入してください。

A	支払った特定一般医薬品等の購入費	円	C	$A - B - 12,000$ 円	医療費控除(最高8万8千円)	円
B	保険金などで補填される金額	円				

※この控除を受ける場合には、セルフメディケーション税制の明細書とともに、健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取り組みを行ったことが確認できる書類(結果通知の写し等)を添付又は提示してください。

※医療費控除と医療費控除の特例はいずれか一方の選択適用となります。

⑫ 社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている国民健康保険税、後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金などの社会保険料を、あなたが前年中に支払った、または、あなたの給与や年金から差し引かれた場合に記入してください。

ただし、生計を一にする親族等が受け取る公的年金等から直接差し引かれている介護保険料や後期高齢者医療制度の保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。

なお、生計を一にする親族等が支払うべき後期高齢者医療制度の保険料を口座振替等により支払った場合には、支払った人の社会保険料控除の対象とすることができます。

※国民年金保険料および国民年金基金に係る控除を受ける場合には、支払いをした旨を証する書類を添付または提示してください。

⑬ 小規模企業共済等掛金控除

あなたが前年中に小規模企業共済(旧第2種共済契約を除く)制度および心身障害者扶養共済制度に基づき掛金を支払った場合に記入してください。

※この控除を受ける場合には、支払った掛金の額の証明書を添付または提示してください。

⑭ 生命保険料控除

あなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約(一般生命保険料)、介護医療保険契約(介護医療保険料)、個人年金保険契約(個人年金保険料)などの保険料や掛金を、あなたが前年中に支払った場合に記入してください。

※この控除を受ける場合には、支払い額などの証明書を添付または提示してください。ただし、旧生命保険料で支払い額が1契約につき9,000円以下のものについては、その必要はありません。

■ 控除額は次のとおり計算し、申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑭に「G」、「L」または「O」の金額を記入してください。

● 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

保険料の区分		支払った保険料の金額	生命保険料控除額(端数切り上げ)		
A	新生命保険料(合計)	～ 12,000 円	D	(Aの金額)	
		12,001 円 ～ 32,000 円		( $A \times 0.5 + 6,000$ 円)	
		32,001 円 ～ 56,000 円		( $A \times 0.25 + 14,000$ 円)	
		56,001 円 ～		28,000 円	
B	介護医療保険料(合計)	～ 12,000 円	E	(Bの金額)	
		12,001 円 ～ 32,000 円		( $B \times 0.5 + 6,000$ 円)	
		32,001 円 ～ 56,000 円		( $B \times 0.25 + 14,000$ 円)	
		56,001 円 ～		28,000 円	
C	新個人年金保険料(合計)	～ 12,000 円	F	(Cの金額)	
		12,001 円 ～ 32,000 円		( $C \times 0.5 + 6,000$ 円)	
		32,001 円 ～ 56,000 円		( $C \times 0.25 + 14,000$ 円)	
		56,001 円 ～		28,000 円	
			G	$D + E + F$ 生命保険料控除 (最高70,000円)	円

● 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除

保険料の区分		支払った保険料の金額	生命保険料控除額(端数切り上げ)		
H	旧生命保険料(合計)	～ 15,000 円	J	(Hの金額)	
		15,001 円 ～ 40,000 円		( $H \times 0.5 + 7,500$ 円)	
		40,001 円 ～ 70,000 円		( $H \times 0.25 + 17,500$ 円)	
		70,001 円 ～		35,000 円	
I	旧個人年金保険料(合計)	～ 15,000 円	K	(Iの金額)	
		15,001 円 ～ 40,000 円		( $I \times 0.5 + 7,500$ 円)	
		40,001 円 ～ 70,000 円		( $I \times 0.25 + 17,500$ 円)	
		70,001 円 ～		35,000 円	
			L	$J + K$ 生命保険料控除 (最高70,000円)	円

● 新契約(平成24年1月1日以後締結分)と旧契約(平成23年12月31日以前締結分)について保険料控除の適用を受ける場合の控除

M	$D + J$ (一般生命保険料控除)	(最高28,000円)	円	N	$F + K$ (個人年金保険料控除)	(最高28,000円)	円
E	(介護医療保険料控除)	(最高28,000円)	円	O	$M + N + F$ 生命保険料控除	(最高70,000円)	円

⑮ 地震保険料控除

住宅や家財などの生活資産の損害保険契約に係る地震等損害部分の保険料や掛金、または、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(満期返戻金等のあるもので保険期間または共済期間が10年以上の損害保険契約)に係る保険料や掛金(旧長期損害保険料)を、あなたが前年中に支払った場合に記入してください。

※この控除を受ける場合には、支払い額などの証明書を添付または提示してください。

■控除額は次のとおり計算し、申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑮に「E」の金額を記入してください。

保険料の区分		支払った保険料の金額	地震保険料控除額(端数切り上げ)	
A	地震保険料		C	(A×0.5円) (限度額25,000円) 円
B	旧長期損害保険料	～ 5,000 円	D	(Bの金額) 円
		5,001 円 ～ 15,000 円		(B×0.5+2,500 円) 円
		15,001 円 ～		10,000 円
			E	C+D地震保険料控除 (最高25,000円) 円

※地震保険料と旧長期損害保険料の両方に該当する契約については、AかBのいずれか一方でしか控除できません。

■次の⑰ 寡婦(寡夫)控除～ ⑳基礎控除(㉑配偶者特別控除を除く)の控除額は、下の表をご覧ください。

控除の種類		控除額		
⑰ 寡婦控除	一般の寡婦	26 万円		
	特別の寡婦	30 万円		
⑰ 寡夫控除		26 万円		
⑰ 勤労学生控除		26 万円		
⑱ 障害者控除	一般の障害者	26 万円		
	特別障害者	30 万円		
	同居特別障害者	53 万円		
⑲ 配偶者控除	一般の控除対象配偶者		33 万円	
	老人控除対象配偶者(注1)		38 万円	
	㉑ 扶養控除	一般扶養親族		33 万円
		特定扶養親族(注3)		45 万円
		老人扶養親族(注4)	同居老親等以外	38 万円
同居老親等			45 万円	
年少扶養親族(注5)		0 万円		
㉒ 基礎控除			33 万円	

(注1) 年齢70歳以上(昭和23年1月1日以前に生まれた人)の老人控除対象配偶者をいいます。

(注2) 年齢16歳以上(平成14年1月1日以前に生まれた人)の扶養親族をいいます。

(注3) 年齢19歳以上23歳未満(平成7年1月2日から平成11年1月1日までに生まれた人)の扶養親族をいいます。

(注4) 年齢70歳以上(昭和23年1月1日以前に生まれた人)の扶養親族をいい、同居老親等はのうち父母などで同居している人です。

(注5) 年齢16歳未満(平成14年1月2日以後に生まれた人)の扶養親族(年少扶養親族)については、「16歳未満の扶養親族(控除対象外)」の欄に記入してください。扶養控除の対象にはなりません。扶養親族として住民税の非課税限度額の判定基準額の算定に用います。

(注6) 国外居住親族に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除及び住民税の非課税限度額制度の適用を受ける場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付または提示が必要となります。

⑰ 寡婦控除 (死別、離婚等の別を口にチェックしてください。)

次のア、イのいずれかに該当する場合に控除を受けることができます。なお、アに該当する人のうち、合計所得金額が500万円以下でかつ扶養親族である子がいる場合は、特別の寡婦に該当します。

ア 夫と死別または離婚した後再婚をしていない人や夫が生死不明などの人で、扶養親族や前年中の総所得金額等の合計額が38万円以下の生計を一にする子(他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている人を除く)がいる人

イ 夫と死別後再婚をしていない人や夫が生死不明などの人で、前年中の合計所得金額が500万円以下の人

寡夫控除 (死別、離婚等の別を口にチェックしてください。)

妻と死別または離婚した後再婚をしていない人や妻が生死不明な人で、前年中の総所得金額等の合計額が38万円以下の生計を一にする子(他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている人を除く)がいる人のうち、前年中の合計所得金額が500万円以下である場合に控除を受けることができます。

⑰ 勤労学生控除 (学校名を記入してください。)

前年中の合計所得金額が65万円以下で、かつ、そのうち勤労によらない所得が10万円以下の勤労学生の場合に控除を受けることができます。

⑱ 障害者控除

あなたやあなたの控除対象配偶者、扶養親族が障害者に該当する場合に、その氏名と障害の程度及び個人番号を記入してください。特別障害者に該当する場合は、氏名を○で囲んでください。

障害者…身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳をもっている人など身体や精神に障害のある人をいいます。また、社会福祉事務所長から「障害者控除対象者認定書」が交付された場合も障害者控除を受けることができます。

特別障害者…障害者のうち、身体障害者手帳に障害の程度が1級または2級と記載されている人や精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている人など、身体や精神の障害の程度が重い人をいいます。

⑲ 配偶者控除 ・ ㉑ 配偶者特別控除

あなたに、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)で、前年中の合計所得金額が38万円(給与所得のみの場合は収入金額103万円)以下の人がいる場合に配偶者控除を受けることができます。

また、あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者(他の人の扶養親族とされている人や事業専従者を除く)の前年中の合計所得金額が38万円を超え76万円未満の場合は、配偶者特別控除を受けることができます。

⑲または㉑の控除に該当する場合は、配偶者の氏名、生年月日および個人番号を記入してください。

配偶者に所得がある場合は、その合計所得金額(パートタイムなど給与収入のみの場合は、3ページの「カ/⑥給与」の表によって計算した金額)を記入してください。

《配偶者控除》

A	(配偶者の合計所得金額)	円
---	--------------	---

B	配偶者控除(Aが38万円以下の方) ※ 控除額は、左ページの表を参照ください。	0,000 円
---	--	---------

★ 申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑱に「B」の金額を記入してください。

《配偶者特別控除》

Aの金額が38万円超～76万円未満の人は下記表にあてはめて計算します。

A (配偶者の合計所得金額)	配偶者特別控除
380,001 円 ～ 449,999 円	33 万円
450,000 円 ～ 499,999 円	31 万円
500,000 円 ～ 549,999 円	26 万円
550,000 円 ～ 599,999 円	21 万円
600,000 円 ～ 649,999 円	16 万円
650,000 円 ～ 699,999 円	11 万円
700,000 円 ～ 749,999 円	6 万円
750,000 円 ～ 759,999 円	3 万円
760,000 円 ～	0 万円

C	配偶者特別控除	0,000 円
---	---------	---------

★ 申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の㉑に「C」の金額を記入してください。

⑳

扶養控除

あなたに、あなたと生計を一にする(日常生活の資を共にする)年齢16歳以上(平成14年1月1日以前に生まれた人)の親族(配偶者・事業専従者を除く)等で、前年中の合計所得金額が38万円(給与所得のみの場合は収入金額103万円)以下の人がいる場合に控除を受けることができます。

該当する人の氏名、生年月日、同居・別居の区分(該当の口をチェック)、続柄、個人番号などを記入してください。別居の扶養親族等がある場合には、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」にその人の氏名、住所および個人番号を記入してください。

㉑

所得から差し引かれる金額の合計

前記⑩～㉑および㉒基礎控除(一律に受けられる控除)までの金額の合計額を記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

あなたに、給与や公的年金等に係る所得と、それ以外の所得がある場合に、給与や公的年金等に係る所得以外の所得分に対する市民税・県民税を、給与から差し引く(特別徴収)か、自分で納付する(普通徴収)か選択することができます。平成30年4月1日において65歳未満の人は、給与所得以外の所得分に対する市民税・県民税の納税方法を選択することができます。希望する方法の口をチェックしてください。

裏面

6～10については、この手引きの3～4ページの各所得の説明を、12についてはこのページの「㉑ 扶養控除」の説明をご覧ください。

11 事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族(15歳以上に限る)で、あなたの事業に専ら従事した人がいる場合に、その人の氏名、続柄、専従者給与(控除)額、個人番号などを記入してください。なお、白色申告の場合は、その事業専従者1人につき、次のアかイのいずれか少ない方の金額を記入してください。

ア 860,000円(配偶者以外の場合は500,000円)

イ (事業専従者控除額を差し引く前の所得金額)÷(事業専従者の数+1)

13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

上場株式等の配当等で、支払時において市民税・県民税が徴収された配当所得等または源泉徴収口座における株式等譲渡所得等がある人が、それらの所得を含めて申告し、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、各欄に配当割額控除額または株式等譲渡所得割額控除額の金額を記入してください。

14 寄附金に関する事項

あなたが、前年中に次のア～エの団体に対して行った寄附の合計額が2,000円を超える場合に記入してください。

※ この控除を受ける場合には、寄附金の金額などの証明書を添付または提示してください。

別途、寄附金税額控除申告書の提出も必要になります。

ア 都道府県・市町村

イ 徳島県共同募金会

ウ 日本赤十字社徳島県支部

エ 徳島県または小松島市が条例により指定した団体等

15 事業税に関する事項

事業を営んでいる人で該当する項目がある場合に必要事項を記入してください。なお、次のアかイに該当する人は、「非課税所得など」欄に、該当する番号と所得金額を記入してください。また、他都道府県に事務所または事業所がある場合には「他都道府県の事務所等」欄の口をチェックしてください。

くわしくは、県税事務所におたずねください。

ア 複数の事業を兼業している人で、そのうち次の事業より生ずる所得がある場合

1 畜産業(農業に付随して行うものを除く)

2 薪炭製造業

3 水産業(小規模な水産動植物の採捕の事業を除く)

4 装蹄師業

5 あん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業(両眼の視力を喪失した人、または両眼の視力0.06以下の人が行うものを除く)

イ 次の所得(非課税所得)がある場合

6 林業

7 鉱物掘採事業

8 社会保険診療報酬等

9 外国での事業(外国に有する事務所等で生じた所得)

10 地方税法第72条の2に定める個人が行う事業(物品販売業等)に該当しないもの

# 市民税・県民税の税額計算のしかた

■ 2ページの「申告書の書きかた」の事例について市民税・県民税の税額を計算すると、次のようになります。

総所得金額	(9)	a	1,520,000 円
所得控除額合計	(23)	b	950,000 円
課税総所得金額	a-b	c	1,520,000 - 950,000 = 570,000 円 (千円未満切捨て)
			市民税
			県民税
算出所得割額	c×税率(下記(A))	d	570,000 × 6% = 34,200 円
調整控除	下記(B)	e	570,000 × 4% = 22,800 円
配当控除	下記(C)	f	0 円
寄附金税額控除	下記(D)	g	0 円
差引所得割額	d-e-f-g	h	34,200 - 3,000 = 31,200 円
均等割額	下記(E)	i	3,500 円
納める税額	h+i		31,200 + 3,500 = 34,700 円 (百円未満切捨て)
			合計
			34,700 + 22,300 = 57,000 円

(A) 所得割額 市民税 = 6% 県民税 = 4%

(B) 調整控除 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額です。

合計課税所得金額が 200万円以下		合計課税所得金額が 200万円超	
市民税	県民税	市民税	県民税
① 所得税との人的控除額の差の合計額	② 合計課税所得金額	① 所得税との人的控除額の差の合計額	② 合計課税所得金額 - 200万円
①と②のいずれか小さい額×3%	①と②のいずれか小さい額×2%	$\left[ \frac{(\text{①}-\text{②})\text{の金額}}{\text{※5万円未満は5万円}} \right] \times 3\%$	$\left[ \frac{(\text{①}-\text{②})\text{の金額}}{\text{※5万円未満は5万円}} \right] \times 2\%$

## ● 市民税・県民税と所得税との人的控除額の差

控除の種類	所得税の控除	住民税の控除	人的控除額の差	控除の種類	所得税の控除	住民税の控除	人的控除額の差		
寡婦控除	一般	27万円	26万円	1万円	配偶者特別控除※	配偶者所得 38万円超～40万円未満	38万円	33万円	5万円
	特別	35万円	30万円	5万円		配偶者所得 40万円～45万円未満	36万円	33万円	3万円
寡夫控除		27万円	26万円	1万円	扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円		特定扶養	63万円	45万円	18万円
障害者控除	一般	27万円	26万円	1万円		老人	同居老親等以外	48万円	38万円
	特別	40万円	30万円	10万円	同居老親等		58万円	45万円	13万円
配偶者控除	同居特別	75万円	53万円	22万円	基礎控除		38万円	33万円	5万円
	一般	38万円	33万円	5万円					
	老人	48万円	38万円	10万円					

※ 配偶者所得が45万円以上76万円未満のときは、人的控除額の差は発生しません。

(C) 配当控除 総所得金額の中に内国法人から受ける配当がある場合に、調整控除後の所得割額から次の配当等の種類・割合により算出した額を控除します。

種類	課税総所得金額等	1,000万円以下の部分に含まれる配当所得		1,000万円超の部分に含まれる配当所得	
		市民税の控除率	県民税の控除率	市民税の控除率	県民税の控除率
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※ 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得には、配当控除の適用はありません。

(D) 寄附金税額控除 前年中に支払った寄附金(総所得金額等の30%が限度)がある場合に、所得割額から次のように算出した金額を控除します。

市民税	県民税
(寄附金-2千円)×6%	(寄附金-2千円)×4%
〔地方公共団体への寄附金の場合は、特別控除額が加算されます。なお、中央共同募金会、日本赤十字社に東日本大震災の義援金として寄附した場合も特別控除の対象になります。〕	〔地方公共団体への寄附金の場合は、特別控除額が加算されます。なお、中央共同募金会、日本赤十字社に東日本大震災の義援金として寄附した場合も特別控除の対象になります。〕
特例控除額=(地方公共団体への寄附金-2千円)×〔90%-(所得税の限界税率×1.021)〕×3/5	特例控除額=(地方公共団体への寄附金-2千円)×〔90%-(所得税の限界税率×1.021)〕×2/5
※ 特例控除額は住民税所得割額の20%が限度	※ 特例控除額は住民税所得割額の20%が限度

(E) 均等割額 市民税 = 3,500 円 県民税 = 1,500 円 ※平成26年度から平成35年度までの10年間(臨時的措置)